

ID: 1578

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第13条第1項		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第13条の規定による。 （不正利得の徴収）</p> <p>第13条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日